高等教育機関における職場適応援助者養成研修の実施について

大学等において社会福祉士等の養成課程で学ぶ学生にジョブコーチの知識・スキルを習得してもらい、卒業後の活動に活かしてもらうため、平成30年7月に大学等の高等教育機関を研修機関に含める改正を行った。

1. 研修実施に係る要件 (高等教育機関に限った要件を抜粋。以下同じ。)

●実施機関 : 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに同法第124条に 規定する専修学校(以下「高等教育機関」という。)

●対象者 : 在学中の学生

●各年度の実施回数 : 毎年度新しい受講者を対象に継続的に実施すること

●研修日程 : 最長3年

●実習時間 : 40時間(5日間)以上

●総研修時間: 74時間以上(うちモデルカリキュラムに定めた内容に関する研修時間は67時間以上)

●受講料: 高等教育機関の授業料に含まれる(別途徴収しないこと)

●修了基準 :

- すべてのカリキュラムを履修していること
- ・ 障害理解及び障害者支援の専門的知識の獲得が可能な課程(社会福祉士、精神保健福祉士又は作業療法士 等養成課程)を専攻
- 当該課程を卒業する日の属する年度において、当該国家資格試験を受験し、合格すること。

2. 研修機関に係る要件

- ●ジョブコーチ等の障害者就労支援業務の実務経験が3年以上ある者又は職業リハビリテーションに係る研究業績のある学識経験者を研修の届出を行う日から起算して3年以上前から常勤で1名以上雇用していること。
- 3. 研修業務の実施に関する規程の要件
 - ●修了日: 高等教育機関が職場適応援助者養成研修の受講終了者の国家資格試験の合格を確認した日。